「学生等の学びを継続するための緊急給付金」 申請の留意事項

【はじめにお読みください】

この緊急給付金は、申請しても、必ず支給されるわけではありません。要件を満たす申請者が本学の推薦上限人数を超える場合は、日本学生支援機構等の奨学金の受給・申請状況や、家計・居住の状況などを参考に選考を行います。

【入力の際の留意点】

・必ず、本人のスマホ等から入力すること(1台のスマホから1人しか入力しないこと)。

▼基本情報

・日本学生支援機構の奨学生番号 → 記入不要

▼振込先情報

- ・必ず、本人名義の口座を記入
- ・日本学生支援機構の奨学生は、記入不要(受取口座を変更する場合のみ記入)
- ▼申し送り事項 → 全員必ず記入

支給対象者の要件(基準) で満たさないものがある場合や、以下のことがある場合は、特にわかりやすく記入すること。

- ・多子世帯(※)やひとり親世帯に該当する場合、家庭状況の詳細 ※子供(就学者、就学前の子。本人含む。)が3人以上の世帯。
- ・証明書類の説明(書類にメモ書きできない場合は特に詳細に)
- ・証明書類が提出できない場合の理由

【証明書類】

- ・ファイル名は、できるだけわかりやすい名前をつけること。 (例:学籍番号6桁+賃貸契約書)
- ・書類は文字が判別できるように撮影すること(ピンボケ厳禁)。

▼自宅外関係

- ・賃貸契約書等の写し → 本人氏名、申請日が含まれる契約期間がわかること
- ・在寮証明書(本学寮生) → 不要
- ▼家庭からの仕送り、バイト収入関係
 - ・預貯金通帳の写し → 氏名や口座番号の部分は不要
 - → 入出金記録の部分を提出する際は、それが何を証明するのかメモ書きする、または「申し送り事項」に詳細を記入すること。(仕送りの状況なのか、アルバイト収入の減少等なのか)
 - ・アルバイト先からの給与明細 → 本人氏名、支給月がわかること
- ▼既存の支援制度の利用状況
 - ・第一種奨学金の奨学生証 → 不要